

群馬県重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業補助金実施要領

1 群馬県重点医師偏在対策支援区域（以下「重点区域」という。）

県内全市町村（平成の市町村合併前の前橋市を除く）とする（予定）

2 補助対象事業

補助対象事業は、重点区域内の診療所で、以下の要件をすべて満たす診療所の施設整備事業、設備整備事業、地域への定着支援事業とする。

（１）県外の医療機関等に勤務する医師が、県内で承継・開業する診療所

ただし、県外の医療機関等に勤務していた者が、県内で診療所を承継・開業することが決まった後に、事情によりいったん県内で医師として従事していた場合を含む。

例：県内での開業前に、あらかじめ県内の医療状況を把握するため、県内医療機関に一定期間勤務した後に、県内で開業する場合など。

（２）承継・開業しようとする診療所から、おおむね半径 2 km 以内に代替医療機関が少ないこと。

近隣に医療機関があっても「標榜診療科が異なる」「診察日が少ない」などの事情は考慮し、各地域の実情に応じて個別に判断する。

（３）承継・開業しようとする診療所の医師が、当番医や学校医を担うなど、診療所において地域医療へ貢献する意思を確認できること。

（４）承継・開業する診療所が、保険医療機関であること。

（５）国補助制度上認められた日以降に、承継・開業を行っていること。

（６）承継の場合は、名義変更ではなく、実質的な管理者の承継が行われていること。

（７）このほか、補助対象とすることが適当であると認められること。

3 募集事業と提出様式

補助を希望する者（以下「事業者」という。）は、下記（１）～（３）の補助対象事業ごとに、別に県が定める期日までに、所定の事業計画を提出する。なお、国の募集状況に応じて、募集しない事業がある。

（１）施設整備事業

（２）設備整備事業

（３）地域への定着支援事業

4 県は、事業者から事業計画の提出があった場合は、事業計画が本実施要領で定める補助対象事業に該当するか確認した後、国へ事業計画を提出する。

5 補助対象事業は、管轄する地域保健医療対策協議会から意見を聴取したうえで、地域医療対策協議会と保険者協議会の合意を得て決定し、国が採択した事業について、県が予算の範囲内で補助対象とする。事業者から提出された事業計画は、各協議会の委員に共有する。事業者から事業計画の提出があったことをもって、事業者が各協議会への計画の共有に同意したものとみなす。

附則

この要領は、令和８年８月 12 日から施行し、令和８年度以降の予算に係る補助金について適用する。